

審査基準

事務局による書類審査(A)

評価項目		評価基準	様式	配点
1	参加者	同種業務実績	様式2	9.0点
2	管理技術者	(1) 経験及び資格	様式3	3.5点
		(2) 業務実績		9.0点
3	各担当技術者	(1) 経験及び資格	様式4	1.5点
		(2) 業務実績		3.0点
4	見積書	コスト	様式5	4.0点
合 計				30.0点

技術提案の審査(B)

評価項目		評価の着眼点	様式	配点
5	業務実施方針等	実施方針	様式6	5.0点
		実施体制		5.0点
		実施計画		5.0点
6	特定テーマ	妥当性・実現性①	様式7	15.0点
		妥当性・実現性②		10.0点
		妥当性・実現性③		10.0点
		創造性		10.0点
7	総合的評価	専門的技術力	様式6.7	5.0点
8	意欲	業務に意欲があるか		5.0点
合 計				70.0点

※評価項目5～8の評価は5点満点とし、次の5段階で行う。

優れている…5点 やや優れている…4点 普通…3点 やや劣る…2点 劣る…1点

※評価項目6は、5段階で評価した点数を2倍もしくは3倍に換算(5点満点×2=10点満点、5点満点×3=15点満点)し、評価項目に重みを付ける。

優先交渉権者の選考

事務局による書類審査(A)	30.0点
技術提案の審査(B)	70.0点
各委員の評価点(C)	(A)+(B)
各委員の評価点(C)の平均(小数第二位を四捨五入)が最も高い者を優先交渉権者とする	100.0点
最低得点基準(6割)	60.0点

事務局による書類審査(A)の評価基準と配点

1 参加者の同種業務実績	評価	点数
業務実績で、ア 延べ面積1,000㎡以上の消防署の設計	A	3.0
業務実績で、イ 延べ面積500㎡以上の消防署(出張所、分署を含む)の設計	B	1.0
業務実績で、ウ 国又は地方公共団体(これらの外郭団体を含む)が発注した延べ面積1,000㎡以上の公共建築物の設計	C	0.0
業務実績が1件も無い	失格	

- ・Aは3.0点、Bは1.0点、Cは0点、業務実績が1件も無い場合は失格とする。
- ・3件の記載が可能のため、A(3.0点)×3件=9.0点を満点とする。
- ・複数の区分に該当する実績は、上位の評価を適用する。

2-(1) 管理技術者の経験及び資格	評価	点数
一級建築士としての経験年数15年以上	A	3.5
一級建築士としての経験年数10年以上	B	2.625
一級建築士としての経験年数10年未満5年以上	C	1.75
一級建築士としての経験年数5年未満	D	0.875
上記資格を有しない	失格	

- ・Aは3.5点、BはA×0.75、CはA×0.5、DはA×0.25、一級建築士の資格を有しない場合は失格とする。

2-(2) 管理技術者の業務実績	評価	点数
業務実績で、ア 延べ面積1,000㎡以上の消防署の設計	A	3.0
業務実績で、イ 延べ面積500㎡以上の消防署(出張所、分署を含む)の設計	B	2.0
業務実績で、ウ 国又は地方公共団体(これらの外郭団体を含む)が発注した延べ面積1,000㎡以上の公共建築物の設計	C	1.0
業務実績として認められない	D	0

- ・Aは3.0点、Bは2.0点、Cは1.0点、実績がない場合は0点とする。
- ・3件の記載が可能のため、A(3.0)×3件=9.0点を満点とする。
- ・複数の区分に該当する実績は、上位の評価を適用する。
- ・管理技術者としての業務実績に限る。

3-(1) 各担当技術者(総合・構造)の経験及び資格	評価	点数
一級建築士(総合に限る)、構造一級建築士(構造に限る)としての経験年数10年以上	A	0.5
一級建築士(総合に限る)、構造一級建築士(構造に限る)としての経験年数5年以上	B	0.375
一級建築士(総合に限る)、構造一級建築士(構造に限る)としての経験年数3年以上	C	0.25
一級建築士(総合に限る)、構造一級建築士(構造に限る)としての経験年数3年未満	D	0.125
上記資格を有しない	失格	

- ・Aは0.5点、BはA×0.75、CはA×0.5、DはA×0.25、Eは0点とする。
- ・3件の記載が可能のため、A(0.5)×3件=1.5点を満点とする。

3-(2) 各担当技術者(総合・構造)の業務実績	評価	点数
業務実績で、ア 延べ面積1,000㎡以上の消防署の設計	A	1.0
業務実績で、イ 延べ面積500㎡以上の消防署(出張所、分署を含む)の設計	B	0.75
業務実績で、ウ 国又は地方公共団体(これらの外郭団体を含む)が発注した延べ面積1,000㎡以上の公共建築物の設計	C	0.5
業務実績として認められない	D	0

- ・Aは1.0点、BはA×0.75、CはA×0.5、Dは0点とする。
- ・3件の記載が可能のため、A(1.0)×3件=3点を満点とする。
- ・複数の区分に該当する実績は、上位の評価を適用する。

4 見積額(コスト)の評価	評価	点数
見積額が事業費限度額の85%未満(～97,015,600円)	A	4
見積額が事業費限度額の85%以上～90%未満(97,015,600円～102,722,400円)	B	3
見積額が事業費限度額の90%以上～95%未満(102,722,400円～108,429,200円)	C	2
見積額が事業費限度額の95%以上～100%以下(108,429,200円～114,136,000円)	D	1
見積額が事業費限度額を超過している	失格	